

韓国の海洋警察法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

目 次

はじめに

I 背景と経緯

- 1 海上法執行機関の変遷
- 2 海洋警察庁の設置根拠
- 3 組織法制定に向けた動き
- 4 海洋警察法の制定

II 海洋警察法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：海洋警察法

キーワード：海洋警察法、海洋警備法、海洋警察隊設置法、警察法、海洋警察庁、海洋警備安全本部、海洋警察隊、海洋警備隊、セウォル号事故

要 旨

韓国の海上法執行機関である海洋警察庁は、1996年8月に警察庁から分離し、海洋水産部の外局として独立したが、独自の組織法が未整備のままであることが長年の課題であった。組織法の整備が進まない中、海洋警察庁は、2014年4月に発生したセウォル号事故における救助活動の不手際を批判され、それをきっかけとして、海洋水産部の外局から、同年11月に新設された国民安全処の下部機関となった。文在寅（ムン・ジェイン）政権発足後の2017年7月に再び海洋水産部の外局となった海洋警察庁は、組織法制定に向けた動きを本格化させ、2019年8月20日、「海洋警察法」が公布された。

同法は、全5章（本則21か条及び附則）から成り、海洋警察委員会の設置、海洋警察庁長の任用、海洋警察の職務、海洋警察の職務遂行に係る人材養成、装備導入及び研究開発支援に係る法的根拠等が規定された。

はじめに

韓国の海洋警察庁（日本の海上保安庁に相当する海上法執行機関）は、1953年に前身となる組織が創設されて以降、幾度もの組織改編を経て、現在は海洋水産部（部は日本の省に相当）の外局として位置付けられている。2017年度の定員は10,016人、予算は1兆2083億ウォン⁽¹⁾であり、船艇328隻、航空機24機を保有している⁽²⁾。

海洋警察庁には、下部組織として、5つの地方海洋警察庁（中部（チュンブ）、西海（ソヘ）、南海（ナムヘ）、東海（トンヘ）、済州（チェジュ））が置かれており、さらに、それぞれの地方海洋警察庁の下に2～5の海洋警察署が置かれている。今日、海洋警察庁の活動領域は、領海警備を始めとして、治安維持、海難救助、海洋汚染防除、対テロ作戦等、多方面に及んでいる。

海洋警察庁は、政府組織法（日本の国家行政組織法に相当⁽³⁾）に設置根拠を有している。同庁については、その活動領域が拡大する中、組織及び職務に係る独自の組織法が未整備のままとなっていたことが長年の課題であったが、2019年8月20日、海洋警察庁の組織法に当たる「海洋警察法」⁽⁴⁾が公布され、2020年2月21日に施行された。

本稿では、同法の制定に至る背景と経緯及び同法の概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月16日である。

(1) 1ウォンは、約0.1円（令和2年1月分報告省令レート）である。

(2) 해양경찰청 『해양경찰백서 2018』 해양경찰청, 2018.12, pp.333-334, 352. <<http://www.kcg.go.kr/common/nttFileDownload.do?fileKey=eec126060e02cc500b91cc1d7adabe8f>>

(3) 「정부조직법（법률 제 15624 호）」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203689&ancYd=20180608&ancNo=15624&efYd=20180608&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(4) 「해양경찰법（법률 제 16515 호）」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210231&ancYd=20190820&ancNo=16515&efYd=20200221&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

I 背景と経緯

1 海上法執行機関の変遷

韓国の現在の海上法執行機関である海洋警察庁は、1953年に創設された「海洋警察隊」に始まる官庁であり、これまで幾度ももの組織改編を経て今日に至っている（表1参照）。

表1 海洋警察庁の組織上の変遷

期間	名称	所属
1953年2月～1955年2月	海洋警察隊	内務部 ^{注1}
1955年2月～1962年5月	海洋警備隊	商工部
1962年5月～1991年7月	海洋警察隊	内務部
1991年7月～1996年8月	海洋警察庁	内務部（警察庁長）
1996年8月～2008年2月	海洋警察庁	海洋水産部
2008年2月～2013年3月	海洋警察庁	国土海洋部
2013年3月～2014年11月	海洋警察庁	海洋水産部
2014年11月～2017年7月	海洋警備安全本部	国民安全処 ^{注2}
2017年7月～	海洋警察庁	海洋水産部

（注1）部は日本の省に相当。

（注2）防災・災害関連政策を所管する中央行政機関。

（出典）해양경찰청 『해양경찰백서 2018』 해양경찰청, 2018.12, pp.414-425. <<http://www.kcg.go.kr/common/nttFileDownload.do?fileKey=cecl126060e02cc500b91cc1d7adabe8f>> を基に筆者作成。

これまでの組織の変遷の中で、海洋警察庁にとって大きな転換点となったのは、1996年8月の政府組織法改正により海洋水産部の外局として独立し、機能強化が図られたことである⁽⁵⁾。これは、韓国が1996年1月29日に国連海洋法条約を批准（同年2月28日発効）したことを受けて「排他的経済水域法」⁽⁶⁾等の関連法が制定されたことに伴い、海洋警察庁の管轄海域が排他的経済水域（EEZ）全域に拡大したことに対応したものであった⁽⁷⁾。

それ以降、海洋警察庁は、海洋水産部又は国土海洋部⁽⁸⁾の外局として、その規模を拡大してきた。しかし、2014年4月16日に発生したセウォル号事故⁽⁹⁾において、救助活動に不手際があっ

(5) 政府組織法において、庁は、部と同様に独立性の高い「中央行政機関」としての地位が与えられている（第2条）。

(6) 「배타적경제수역법 (법률 제 5151 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=4324&ancYd=19960808&ancNo=05151&efYd=19960910&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> なお、排他的経済水域法は、2017年3月21日の法改正により、法律の題名が「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に変更されている。藤原夏人「【韓国】海洋における権益保護及び安全に係る法整備」『外国の立法』No.272-1, 2017.7, pp.20-21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10375752_po_02720109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

(7) 藤原夏人「韓国における海洋関連法制—排他的経済水域（EEZ）をめぐる立法動向を中心に—」『外国の立法』No.259, 2014.3, pp.99-132. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8433520_po_02590008.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 해양경찰청 前掲注(2), pp.76-79.

(8) 2008年2月に発足した李明博（イ・ミョンバク）政権の下で行われた政府組織再編により、海洋水産部は国土海洋部に再編された。

(9) 2014年4月16日、仁川（インチョン）港から済州（チェジュ）島に向かっていた大型フェリー「セウォル号」が、韓国南西部の全羅南（チョルラナム）道珍島（チンド）郡沖で転覆・沈没し、乗員・乗客476人中、死者・行方不明者304人を出した事故。死者・行方不明者のうち262人は、修学旅行中の高校生及びその引率教員であった。

たとして世論の批判を受け、組織存続の危機に直面することになった。同年5月19日、当時の朴槿恵（パク・クネ）大統領は、国民向け談話を発表し、その中で、これまで形だけの規模の拡大に関心を集中させ、救助・救難活動をおろそかにしてきたとして海洋警察庁を厳しく批判するとともに、海洋警察庁を「解体」し、海洋警察庁の所管業務を、国務総理の下に新設する「国民安全処」に移管すると表明した⁽¹⁰⁾。これを受けて同年11月19日、政府組織法が改正され、朴大統領の発表どおり、防災・災害関連政策を所管する中央行政機関として国民安全処が国務総理の下に新設されるとともに、海洋警察庁は、同処の下部機関である「海洋警備安全本部」となった⁽¹¹⁾。

しかし、2017年5月10日に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権が、同年7月19日に公表した「文在寅政府国政運営5か年計画」⁽¹²⁾において、海上における捜査・情報収集機能を強化し、不法操業を行う中国漁船の根絶を通じて海洋主権の保全を図ることを理由に、海洋警察庁を再び独立させる方針を示したことを受け、同月26日、政府組織法が再改正された⁽¹³⁾。これにより、海洋警察庁が海洋水産部の外局として再び独立し、現在に至っている。なお、国民安全処はこの時廃止された。

2 海洋警察庁の設置根拠

前述のとおり、海洋警察庁は、政府組織法に設置根拠を有している。ただし、政府組織法は行政機関全体の組織法であるため、個々の行政機関に係る詳細な規定は置かれていない。海洋警察庁についても同様であり、同法第43条第2項で「海洋における警察及び汚染防除に関する事務を管掌するため、海洋水産部長官の下に海洋警察庁を置く」、同条第3項で「海洋警察庁に庁長1人及び次長1人を置き、庁長及び次長は、警察公務員をもって充てる」と規定されているのみである。海洋警察庁の組織及び職務の詳細については、法律ではなく、大統領令である「海洋警察庁及びその所属機関の職制」⁽¹⁴⁾及び部令である「海洋警察庁及びその所属機関の職制施行規則」⁽¹⁵⁾で規定されている。

かつて、海洋警察庁やその前身組織が組織法を有していた時期もあった。1962年4月3日に公布された「海洋警察隊設置法」⁽¹⁶⁾（同年5月1日施行）及び1991年5月31日に公布された「警察法」⁽¹⁷⁾（同年7月31日施行）がそれである。

しかし、前者は公布から10余年後の1973年1月15日、政府組織の硬直性を緩和するとの

(10) [[영상] 박근혜 대통령 대국민 담화문]2014.5.19. 대한민국 정책브리핑ウェブサイト <<http://www.korea.kr/special/policyFocusView.do?newsId=148778948&pkgId=49500600>>

(11) [[1912357] 정부조직법 일부개정법률안 (안전행정위원장)] 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T1U4K1Y1Q0S6T0P9W4T8X5M003R0B5>

(12) 국정기획자문위원회 「문재인정부 국정운영 5개년 계획」2017.7, p.90. <<http://www.korea.kr/common/download.do?tblKey=EDN&fileId=211948>>

(13) [[2008110] 정부조직법 일부개정법률안 (대안) (안전행정위원장)] 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1R700M7C1I7F1P7K2X1M0G1W1C4Y9>

(14) 「해양경찰청과 그 소속기관 직제 (대통령령 제 30166 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=210896&ancYd=20191029&ancNo=30166&efYd=20191029&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(15) 「해양경찰청과 그 소속기관 직제 시행규칙 (해양수산부령 제 369 호)」 同上 <<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=211025&ancYd=20191030&ancNo=00369&efYd=20191030&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(16) 「해양경찰대설치법 (법률 제 1048 호)」 同上 <<http://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=4681&ancYd=19620403&ancNo=01048&efYd=19620501&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(17) 「경찰법 (법률 제 4369 호)」 同上 <<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=52475&ancYd=19910531&ancNo=04369&efYd=19910731&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

理由により廃止された。また、警察庁の組織法である後者は、海洋警察庁が警察庁長の下にあった時期は海洋警察庁の組織法としての役割を担っていたが、1996年8月に海洋警察庁が海洋水産部の外局として独立した際に、海洋警察庁に係る規定を削除する改正が行われ、海洋警察庁の組織法としての役割を終えた⁽¹⁸⁾。この時、独立した海洋警察庁の組織法は新たに制定されなかった⁽¹⁹⁾。

3 組織法制定に向けた動き

1996年8月に海洋警察庁が海洋水産部の外局として独立して以降、国会において、海洋警察庁の組織法を制定しようとする動きが見られたこともあった。2007年11月8日、当時の野党ハンナラ党(現自由韓国党)の李相培(イ・サンベ)議員を代表とする議員14人により、「海洋警察庁法案」⁽²⁰⁾が提出された。また、2011年1月28日にも、与党となったハンナラ党の金乙東(キム・ウルトン)議員を代表とする10人の議員により、「海洋警察庁法案」⁽²¹⁾が提出された。しかし、両法案とも所管委員会で一度も審査されることなく廃案となった。

また、海洋警察庁の海上警察活動に独自の法的根拠を与えることを目的として2012年2月22日に公布された「海洋警備法」⁽²²⁾の制定過程においても、同法が海洋警察庁の組織法としての役割も担うのかについて議論されたが、同法は海洋警察庁の業務の一部である海洋警備活動について規定するにとどまり、組織法とはならなかった⁽²³⁾。

このような状況の中、2017年7月に文在寅政権の下で再び海洋水産部の外局として独立した海洋警察庁は、2018年から組織法制定に向けた動きを本格化させ、法案作成のための外部委託研究(委託先は政府系研究機関の韓国法制研究院)に着手した。

同委託研究は2018年8月に最終報告書が取りまとめられ、その中で、海洋警察庁の組織法が未整備であることの問題点として、国民の基本権を制限する警察権を行使しているにもかかわらず組織及び職務範囲が法律で規定されていないこと、頻繁な組織改編が職員の士気低下や中長期的発展計画策定の阻害要因になっていること、警察庁長の任用に関する規定が警察庁の組織法である警察法に規定されているのに対し、海洋警察庁長のそれについては組織法がなく警察公務員法に規定されているため、組織の地位低下の問題が発生すること等が指摘された⁽²⁴⁾。

(18) 「[150066] 정부조직법중개정법률안 (대안) (행정위원장)」 의안정보시스템ウェブサイト <<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=013610>>

(19) 함혜현 「토론문」 『해양경찰법』 제정 입법 공청회」 2019.1.31, pp.35-39. 국회의원 정책자료ウェブサイト <http://ampos.nanet.go.kr:7000/srchDetail.do?controlNo=PAMP1000059712&ermType=PDF&query=%ED%95%B4%EC%96%91%EA%B2%BD%EC%B0%B0%EB%B2%95&menuId=all&docPage=1&sortSpec=SEMINAR_DIV_CODE%20asc,%20HOST_DT_FROM%20desc,%20title%20asc&sub_assembly_th=&sub_congress_name=&sub_congress_list=&keyword_L=&opentime_L=&opentimeFrom_L=&opentimeTo_L=&member_L=&theme_L=&assemblyth_L=&hostplace_L=&docSize=10&tabSeminarDivCode=10>

(20) 「[177744] 해양경찰청법안 (이상배의원등 14인)」 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T0E7L111Z0R8Y1C6V1G9K4R4V1W1E8>

(21) 「[1810708] 해양경찰청법안 (김을동의의원등 10인)」 同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1N1B0L1M2P8R1X5C5J1I2A9I8L8O0>

(22) 「해양경비법 (법률 제 11372 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=123398&ancYd=20120222&ancNo=11372&efYd=20120823&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>> 同法の制定過程及び概要については以下の資料を参照。仲田紘介「韓国「海洋警備法」の成立過程と論点について」『海保大研究報告 法文学系』57巻2号, 2012, pp.239-242. <<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/jcga/file/12083/20150819145148/57-2-96-10%E4%BB%B2%E7%94%B0.pdf>>; 藤原 前掲注(7), pp.104-105.

(23) 仲田 同上

(24) 이세정ほか『해양경찰 조직법 제정안 마련 및 발전방향 연구—해양경찰청 연구용역 최종보고서—』해양경찰청·한국법제연구원, 2018.8, pp.7-13.

組織法の制定計画は、同年 10 月 2 日に政府が国会に提出した「2018 年度法律案国会提出計画に対する主要変更事項」⁽²⁵⁾にも記載され、政府の立法予定スケジュールにも組み込まれた。

4 海洋警察法の制定

海洋警察庁の組織法は、最終的に、与党「共に民主党」の呉怜勲（オ・ヨンフン）議員を代表とする 12 人の国会議員により、2019 年 1 月 11 日、「海洋警察法案」として国会に提出された⁽²⁶⁾。同月 31 日には、国会議員会館において呉議員主催、海洋警察庁主管の討論会が開催され、海洋警察法制定の必要性が再確認された⁽²⁷⁾。

同法案は、所管委員会（農林畜産食品海洋水産委員会）における法案審査を経て、同年 8 月 2 日に本会議で可決され、同月 20 日に公布された（2020 年 2 月 21 日施行）。これにより、海洋警察庁の組織が、大統領令や部令ではなく、法律で規定されることとなった（表 2 参照）。

表 2 海洋警察庁及び警察庁の組織・職務等に係る法律

区分	海洋警察庁	警察庁
組織・職務	政府組織法	
	海洋警察法（今回新たに制定）	警察法
身分	警察公務員法	
福祉	警察公務員保健安全及び福祉基本法	
[行政] 作用	警察官職務執行法	

(注) [] 内の語句は、訳者による補記である。表中に記載されている法律の題名の原綴は、以下のとおりである。
 政府組織法：정부조직법, 海洋警察法：해양경찰법, 警察法：경찰법, 警察公務員法：경찰공무원법, 警察公務員保健安全及び福祉基本法：경찰공무원 보건안전 및 복지 기본법, 警察官職務執行法：경찰관 직무집행법.
 (出典) 해양경찰청 『해양경찰백서 2018』 해양경찰청, 2018.12, p.56. <<http://www.kcg.go.kr/common/nttFileDownload.do?fileKey=eec126060e02cc500b91cc1d7adabe8f>> を基に筆者作成。

II 海洋警察法の概要

1 構成

第 1 章：総則（第 1 条～第 4 条）、第 2 章：海洋警察委員会（第 5 条～第 10 条）、第 3 章：海洋警察庁（第 11 条～第 15 条）、第 4 章：海洋安全確保等（第 16 条～第 18 条）、第 5 章：海洋警察の職務遂行の基盤整備（第 19 条～第 21 条）及び附則から成る（表 3 参照）。

2 主な内容

(1) 法の目的及び海洋警察の責務

海洋主権を保全し、海洋の安全及び治安を確立するため、海洋警察の職務及び民主的で効率

(25) 「[ZZ20237] 2018 년도 법률안 국회 제출계획에 대한 주요 변경사항 (정부)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V1G8M1N0R0C2H1Y4W5F7S0S9Z7Z0V9>

(26) 「[2018151] 해양경찰법안 (오영훈의원 등 12 인)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1N9L0O1C1U1X1Z6S0H2G4A9Y9Q7H6>

(27) 「해양경찰법 제정 필요성 전문가 한목소리」2019.2.1. 국회뉴스 ON 웹사이트 <<https://www.naon.go.kr/content/html/2019/01/31/c9c403e3-fb12-4062-bb5a-77600ba1fda2.html>>

的な運営に必要な事項を定めることを目的とし（第1条）、①海洋における人の生命、身体及び財産の保護、②海洋領土の保全及び海洋治安秩序の維持、③民主的で透明な組織運営を海洋警察の責務とする（第2条）。

(2) 海洋警察委員会

海洋警察行政に係る事項を審議・議決するため、海洋水産部に海洋警察委員会を設置する（第5条）。同委員会は、委員長1人を含む7人の委員（いずれも非常勤）で構成される（第6条）。委員の任期は3年で、連続して再任されることは認められない（第7条）。

海洋水産部長官は、同委員会により審議・議決された内容が適切でないと判断したときは、再議を要求することができる（第5条第3項）。

(3) 海洋警察庁長

海洋警察庁長（以下「庁長」）について、任命方法（海洋警察委員会の同意を要すること、大統領が任命すること等）が規定されるとともに、国家警察公務員⁽²⁸⁾の中で最上位の階級である治安総監をもって充てること、任期を2年（再任不可）とすること等が規定された（第11条）。2005年7月22日に大統領令である「海洋警察庁及びその所属機関の職制」が改正・施行されて以降、庁長には治安総監をもって充てられるようになっていたが、今回の新法制定により、そのことが法律レベルで明記された。

また、庁長の要件についても、海洋警察において15年以上、国家警察公務員として在職した者の中から任命することが規定された（第12条）。これまで、警察庁出身者が海洋警察庁長に任命されることがほとんどであったが⁽²⁹⁾、今後は海洋警察庁出身者が海洋警察庁長に任命される可能性が高まった。

(4) 職務及び基盤整備

海洋警察の職務について、①海洋における捜索、救助、沿岸安全管理、船舶交通管制、警護、警備及び対テロ作戦、②海洋関連犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに治安情報の収集、作成及び配布、③海洋汚染の防除及び予防活動が規定された（第14条）。あわせて、海洋における事故対応等のための教育訓練体制の整備、指揮通信システム整備等も規定された（第16条）。

また、優秀な人材の養成、外部専門家の活用、海洋警察装備（艦艇、航空機、武器等）の導入及び管理計画の実施、海洋警察業務に必要な研究開発事業の支援等が規定された（第19条～第21条）。

表3 海洋警察法の概要

章	条	条見出し	主な内容
第1章 総則	1	目的	・海洋主権の保全並びに海洋の安全及び治安の確立のための海洋警察の職務及び民主的で効率的な運営に必要な事項を規定
	2	海洋警察の責務	・海洋における生命、身体及び財産の保護 ・海洋領土の保全及び海洋治安秩序の維持 ・国民の意見尊重及び民主的で透明な組織運営

(28) 韓国の警察は国家警察であり、警察官は、済州（チェジュ）特別自治道に配置されている一部の警察官を除き、国家公務員（国家警察公務員）である。

(29) 海洋警察庁が海洋水産部の外局として独立した1996年8月以降の歴代海洋警察庁長（海洋警備安全本部長を含む）16人のうち、海洋警察庁出身者は2人のみであり、残りは現庁長を含め、全て警察庁出身者である。

	3	権限濫用の禁止等	・公正中立の遵守 ・国民の自由及び権利の尊重 ・付与された権限の濫用禁止
	4	海洋警察の日	・9月10日を海洋警察の日とすること。
第2章 海洋警察委員会	5	海洋警察委員会の設置等	・海洋警察行政に係る事項を審議・議決する海洋警察委員会の設置
	6	委員会の構成及び委員の任命	・委員長1人を含む7人の委員（うち2人は裁判官〔任用〕資格を有する者）で構成
	7	委員の任期及び身分保障	・委員の任期を3年とし、連続して再任不可
	8	再議要求	・海洋水産部長官による海洋警察委員会への再議要求の手続等
	9	意見聴取等	・関係公務員への資料提供要求、専門家への意見聴取等
	10	委員会の運営等	・在籍委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の賛成で議決
第3章 海洋警察庁	11	海洋警察庁長	・海洋警察庁に海洋警察庁長を置き、海洋警察庁長が所属公務員及び各級海洋警察機関の長を指揮監督
	12	海洋警察庁長任命資格	・海洋警察において15年以上在職した者の中から任命
	13	海洋警察庁所属公務員	・国家警察公務員及び一般職〔国家〕公務員で構成
	14	職務	・海洋における捜索、救助、沿岸安全管理、船舶交通管制、警護、警備、対テロ作戦 ・海洋関連犯罪の予防・鎮圧・捜査及び治安情報の収集・作成・配布 ・海洋汚染の防除及び予防活動 ・外国政府・国際機関との協力
	15	職務遂行	・海洋警察庁所属公務員は上官の指揮監督を受け職務遂行
第4章 海洋安全確保等	16	海洋安全確保努力	・適切な教育訓練体制及び指揮通信システムの整備
	17	協力	・関係行政機関の長等への必要な協力の要請
	18	国民参加の拡大	・国民参加を拡大するための多様な参加方法等提供の努力
第5章 海洋警察の職務遂行の基盤整備	19	職務遂行の専門性確保	・教育訓練体制の発展及び優秀な人材の養成
	20	海洋警察装備の管理等	・海洋警察の職務遂行に必要な艦艇、航空機、武器等の導入及び管理計画の実施
	21	研究開発の支援等	・研究開発事業、専門人材養成等のための施策の整備・推進
附則	—	・公布後6か月が経過した日から施行すること ・他の法律の改正（警察公務員法及び海洋警備法）	

(注) [] 内の語句は、訳者による補記である。
(出典) 海洋警察法の条文を基に筆者作成。

おわりに

海洋警察庁の趙顯培（チョ・ヒョンベ）庁長は、海洋警察法の制定の意義について、海洋警察庁の業務と組織の法的根拠が明確となり、海洋警察庁の活動基盤が整備されるとともに、海洋警察委員会の設置を通じて、法執行機関として国民の基本権保障を実現することができるようになったと述べている⁽³⁰⁾。

(30) 이보미 「[인터뷰] 조현배 해양경찰청장 “해양경찰법으로 발전근거 명확히… ‘예방중심의 해경’ 역점” 『파이낸셜뉴스』2019.8.27. <<http://www.fnnews.com/news/201908271841161113>>

海洋警察庁の規模は、近年の活動領域の拡大に伴い、拡大を続けている。海洋警察庁が国民安全処の下部機関である海洋警備安全本部となっていた2014年から2017年までの時期においても、その定員は一貫して増え続けていた⁽³¹⁾。今回、海洋警察法が制定されたことにより、海洋警察庁の組織としての安定性が一層高まる契機になると見込まれる。

(ふじわら なつと)

(31) 海洋警察庁の定員は、2014年に8,884人、2015年に9,051人、2016年に9,163人、2017年に10,016人に増加した。해양경찰청 前掲注(2), p.333.

海洋警察法

해양경찰법

(2019年8月20日制定 法律第16515号 2020年2月21日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

海外立法情報課 藤原 夏人訳

【目次】

第1章 総則

第1条 目的

第2条 海洋警察の責務

第3条 権限濫用の禁止等

第4条 海洋警察の日

第2章 海洋警察委員会

第5条 海洋警察委員会の設置等

第6条 委員会の構成及び委員の任命

第7条 委員の任期及び身分保障

第8条 再議要求

第9条 意見聴取等

第10条 委員会の運営等

第3章 海洋警察庁

第11条 海洋警察庁長

第12条 海洋警察庁長任命資格

第13条 海洋警察庁所属公務員

第14条 職務

第15条 職務遂行

第4章 海洋安全確保等

第16条 海洋安全確保努力

第17条 協力

第18条 国民参加の拡大

第5章 海洋警察の職務遂行の基盤整備

第19条 職務遂行の専門性確保

第20条 海洋警察装備の管理等

第21条 研究開発の支援等

附則

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、海洋主権を保全し、海洋の安全及び治安を確立するため、海洋警察の職務及び民主的で効率的な運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (海洋警察の責務)

- ① 海洋警察は、海洋において人の生命、身体及び財産を保護するとともに、海洋事故に効率的に対応するための施策を推進しなければならない。
- ② 海洋警察は、大韓民国の国益を保護し、海洋領土を保全するとともに、海洋治安秩序の維持のために必要な措置及び制度を整備しなければならない。
- ③ 海洋警察は、海洋警察の政策に対する国民の意見を尊重し、民主的で透明な組織運営のために努めなければならない。

第3条 (権限濫用の禁止等)

海洋警察は、その職務を遂行するに当たり、国民全体に対する奉仕者として公正中立を守らなければならない。憲法⁽²⁾及び法律の規定により国民の自由及び権利を尊重し、付与された権限を濫用してはならない。

第4条 (海洋警察の日)

国民に海洋主権保全の必要性を広く知らせ、海洋安全意識を高めるため、毎年9月10日を海洋警察の日とし、記念行事を行う。

第2章 海洋警察委員会

第5条 (海洋警察委員会の設置等)

- ① 海洋警察行政に関して次の各号に掲げる事項を審議・議決するため、海洋水産部に海洋警察委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 1. 海洋警察庁所管の法令又は行政規則の制定、改正及び廃止並びに所管の法令に基づく基本計画、管理計画等の策定及びこれに関連する事項
 2. 人権保護、腐敗防止及び清廉度向上に関する主要政策事項
 3. 海洋警察庁所属公務員の採用、昇進等の人事運用基準、教育及び福祉増進に関する事項
 4. 海洋警察装備・施設の導入及び運営に関する事項
 5. その他主要政策、制度改善及び業務発展に関して必要と認められ、委員会の議決により[委員会の]会議に付す事項
- ② 第1項の規定にかかわらず、海洋水産部長官又は海洋警察庁長は、重要と認められ、委員会の審議・議決が必要な事項は、[委員会の]会議に付することができる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月16日である。また、[]内の語句は、訳者による補記である。

(1) 「해양경찰법 (법률 제 16515 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210231&ancYd=20190820&ancNo=16515&efYd=20200221&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(2) 「대한민국헌법 (헌법 제 10 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

- ③ 海洋水産部長官は、第1項又は第2項の規定により審議・議決された内容が適切でないと判断したときは、再議を要求することができる。

第6条（委員会の構成及び委員の任命）

- ① 委員会は、委員長1名を含む7名の委員で構成される。ただし、委員長及び委員は、非常勤とする。
- ② 委員のうち、2名は裁判官〔任用〕資格を有する者でなければならない。
- ③ 委員は、海洋水産部長官の推薦及び要請⁽³⁾により、國務總理を経て大統領が任命する。この場合において、海洋水産部長官は、委員を推薦し任命を要請するときは、海洋警察の政治的中立が保障されるようにしなければならない。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。
1. 党籍を離脱した日から3年が経過しない者
 2. 選挙により就任する公職を退職した日から3年が経過しない者
 3. 警察、検察若しくは国家情報院の職員又は軍人の職を退職した日から3年が経過しない者
 4. 「国家公務員法」⁽⁴⁾第33条各号のいずれかに該当する者⁽⁵⁾

第7条（委員の任期及び身分保障）

- ① 委員の任期は3年とし、連続して再任することができない。この場合〔の任期について〕、補欠委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- ② 委員は、政党に加入し、又は第6条第4項第2号若しくは第3号の職に就任し、若しくは任用され、若しくは第4号の規定に該当することになったときは、当然に退職する。
- ③ 委員は、重大な身体上又は精神上の障害により職務を遂行することができなくなったときを除いては、その意思に反して免職されない。
- ④ 委員に対しては、「国家公務員法」第60条及び第65条の規定⁽⁶⁾を準用する。

第8条（再議要求）

- ① 第5条第3項の規定により海洋水産部長官が再議を要求しようとするときは、議決した日から10日以内に再議要求書を委員会に提出しなければならない。
- ② 委員長は、再議要求があったときは、その要求を受けた日から7日以内に〔委員会の〕会議を招集し、再び議決しなければならない。

第9条（意見聴取等）

- ① 委員長は、委員会の審議のために必要なときは、関係公務員に必要な事項の報告若しくは資料の提出を要求し、又は専門家から意見を聴取することができる。
- ② 第1項の規定により報告又は資料の提出の要求を受けた関係公務員は、誠実にこれに応じなければならない。

第10条（委員会の運営等）

- ① 委員会の事務は、海洋警察庁において遂行する。
- ② 委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の賛成で議決する。

(3) 推薦及び要請に該当する原文の直訳は「提請」である。

(4) 「국가공무원법 (법률 제 15857 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=204844&ancYd=20181016&ancNo=15857&efYd=20190417&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(5) 国家公務員法第33条では、国家公務員の欠格事項に該当する者（成年被後見人等）が規定されている。

(6) 国家公務員法第60条では、国家公務員の守秘義務が、第65条では政治的行為の制限が、それぞれ規定されている。

- ③ この法律に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 海洋警察庁

第11条（海洋警察庁長）

- ① 海洋警察庁に海洋警察庁長を置き、海洋警察庁長は、治安総監⁽⁷⁾をもって充てる。
- ② 海洋警察庁長は、海洋警察委員会の同意を得て、海洋水産部長官の推薦及び要請により国務総理を経て大統領が任命する。
- ③ 海洋警察庁長は、海洋警察に関する事務を総括し、所属公務員及び各級海洋警察機関⁽⁸⁾の長を指揮監督する。
- ④ 海洋警察庁長の任期は2年とし、再任することができない。

第12条（海洋警察庁長任命資格）

海洋警察庁長は、海洋警察において、15年以上、国家警察公務員として在職した者であって、治安監以上の国家警察公務員として在職中の、又は在職していたものの中から任命する。

第13条（海洋警察庁所属公務員）

- ① 海洋警察庁所属公務員は、国家警察公務員及び一般職〔国家〕公務員で構成される。
- ② 海洋警察庁所属国家警察公務員の階級は、治安総監、治安正監、治安監、警務官、総警、警正、警監、警衛、警査、警長及び巡警とする。
- ③ 海洋警察庁所属公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関しては、この法律で別に定めるものを除き、「国家公務員法」及び「警察公務員法」⁽⁹⁾で定めるところによる。

第14条（職務）

- ① 海洋警察は、海洋における搜索、救助、沿岸安全管理、船舶交通管制、警護、警備及び対テロ作戦に関する職務を遂行する。
- ② 海洋警察は、海洋における公共の安寧と秩序維持のため、海洋関連犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに治安情報の収集、作成及び配布に関する職務を遂行する。
- ③ 海洋警察は、海洋汚染の防除及び予防活動に関する職務を遂行する。
- ④ 海洋警察は、職務と関連する外国政府機関及び国際機関と協力しなければならない。

第15条（職務遂行）

- ① 海洋警察庁所属公務員は、上官の指揮監督を受け職務を遂行し、その職務遂行に関して相互に協力しなければならない。
- ② 海洋警察庁所属公務員は、具体的な捜査に関連して第1項の規定による指揮監督の適法性又は正当性について異なる意見を有するときは、異議を提起することができる。

(7) 韓国の警察は国家警察であり、警察官は、済州（チェジュ）特別自治道に配置されている一部の警察官を除き、国家公務員（国家警察公務員）である。治安総監は、警察公務員法第2条の規定による国家警察公務員の階級において最上位に位置するもので、警察庁長及び海洋警察庁長のみが治安総監となる。以下、治安正監、治安監、警務官、総警、警正、警監、警衛、警査、警長、巡警と続く。

(8) 海洋警察庁には、下部組織として、5つの地方海洋警察庁（中部（チュンブ）、西海（ソヘ）、南海（ナムヘ）、東海（トンヘ）、済州（チェジュ））が置かれており、さらに、それぞれの地方海洋警察庁の下に2～5の海洋警察署が置かれている。

(9) 「경찰공무원법（법률 제 16515 호）」 국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210215&ancYd=20190820&ancNo=16515&efYd=20200221&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>> なお、国家公務員法と警察公務員法は、一般法と特別法の関係にある。

- ③ 海洋警察庁所属公務員の職務遂行に必要な事項は、別に法律で定める⁽¹⁰⁾。

第4章 海洋安全確保等

第16条（海洋安全確保努力）

- ① 海洋警察庁長は、海運、漁労、資源開発、海洋科学調査、観光、レジャー活動等を通じて海洋を利用する者の安全を保障し、事故発生に円滑に対応するため、適切な教育訓練体制を整備しなければならない。
- ② 海洋警察庁長は、海洋安全確保及び海洋事故対応のため、関連状況を把握し周知することができるよう、指揮通信システムを整備しなければならない。
- ③ 海洋警察庁長は、第1項の規定による海洋安全保障及び事故対応のため、関連技術、海洋救助方法等の研究開発及び制度改善のための施策を実施しなければならない。

第17条（協力）

- ① 海洋警察庁長は、国民の安全を脅かす海洋災害又は海洋事故の対応のために必要なときは、関係行政機関の長又は地方公共団体の長に、必要な協力を要請することができる。
- ② 海洋警察庁長は、海洋安全の確保、捜索、救助、装備及び技術の補強のため、民間の団体・機関との協力関係を深め、これに必要な計画及び施策を整備し推進しなければならない。

第18条（国民参加の拡大）

- ① 海洋警察庁長は、海洋警察行政への国民の参加を拡大するため、多様な参加方法及び協力の機会を提供するよう努めなければならない。
- ② 海洋警察庁長は、第1項の規定による国民参加を通じて取りまとめられた国民及び関係する専門家の意見を検討し、海洋警察の職務遂行に必要なときは、[これを]反映させなければならない。

第5章 海洋警察の職務遂行の基盤整備⁽¹¹⁾

第19条（職務遂行の専門性確保）

- ① 海洋警察庁長は、職務遂行の専門性を確保するため、教育訓練体制を発展させ、優秀な人材⁽¹²⁾を養成することに継続して努めなければならない。
- ② 海洋警察庁長は、外部専門家を迎え入れるため、「警察公務員法」の規定による経歴競争採用試験⁽¹³⁾又は「国家公務員法」の規定による開放型職位⁽¹⁴⁾等を活用した経歴競争採用試験等を実施することができる。

第20条（海洋警察装備の管理等）

- ① 海洋警察庁長は、海洋警察の職務遂行に必要な艦艇、航空機並びに公用又は個人用の武器・

(10) 警察官職務執行法、海洋警備法等がある。

(11) 原文の直訳は「基盤造成」である。

(12) 原文の直訳は「人的資源」である。

(13) 警察公務員法第8条の規定による、通常の公務員採用試験とは別に、一定の要件（資格、経験、専門知識等）を課して行われる試験。

(14) 国家公務員法第28条の4の規定による職位。当該職位に指定されると、高い専門性等が要求される特定の職位について個別に採用することが可能となる。

警察装具及び各種の装備・施設（救助、救難及び汚染防除装備を含む。以下「海洋警察装備等」という。）の導入〔計画〕及び管理計画を実施しなければならない。

- ② 海洋警察庁長は、海洋警察装備等の導入〔計画〕及び管理・運営計画を効果的に推進するために必要な財源を、持続的かつ安定的に確保することができる方策を整備しなければならない。

第 21 条（研究開発の支援等）

- ① 海洋警察庁長は、海洋警察業務に必要な研究、実験、調査及び技術開発（以下「研究開発事業」という。）並びに専門人材養成等、所管分野の科学技術振興のための施策を整備し、推進しなければならない。
- ② 海洋警察庁長は、研究開発事業を効率的に推進するため、次の各号のいずれかに該当する機関又は団体等に、協約により研究開発事業を遂行させることができる。
1. 国公立研究機関
 2. 「特定研究機関育成法」⁽¹⁵⁾第 2 条の規定による特定研究機関
 3. 「科学技術分野政府出捐（えん）研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」⁽¹⁶⁾の規定により設立された科学技術分野の政府出捐研究機関⁽¹⁷⁾
 4. 「高等教育法」⁽¹⁸⁾の規定による大学、産業大学、専門大学及び技術大学
 5. 「民法」⁽¹⁹⁾又は他の法律の規定により設立された法人であって、治安分野の研究機関又は法人付設研究所であるもの
 6. 「基礎研究振興及び技術開発支援に関する法律」⁽²⁰⁾第 14 条の 2 第 1 項の規定により認定された企業付設研究所又は企業の研究開発専任部署
 7. その他大統領令で定める所管分野に関連する研究、調査、技術開発等を遂行する機関又は団体
- ③ 海洋警察庁長は、第 2 項各号の機関又は団体等が研究開発事業を遂行するのに必要な経費の全部又は一部を支援することができる。

附則<法律第 16515 号、2019.8.20>

第 1 条（施行期日）

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条（他の法律の改正）

- ① 警察公務員法の一部を次のように改正する。

(15) 「특정연구기관 육성법 (법률 제 14839 호)」 국가법령정보센터웹사이트 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195331&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(16) 「과학기술분야 정부출연연구기관 등의 설립·운영 및 육성에 관한 법률 (법률 제 15344 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=201136&ancYd=20180116&ancNo=15344&efYd=20180417&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(17) 設立・運営に係る費用に政府の出捐金（拠出金）が充てられる研究機関。

(18) 「고등교육법 (법률 제 16330 호)」 국가법령정보센터웹사이트 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208423&ancYd=20190423&ancNo=16330&efYd=20191024&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(19) 「민법 (법률 제 14965 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198475&ancYd=20171031&ancNo=14965&efYd=20180201&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

(20) 「기초연구진흥 및 기술개발지원에 관한 법률 (법률 제 16528 호)」同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210251&ancYd=20190827&ancNo=16528&efYd=20190827&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、総警の転任、求職、職位解除、降格、停職及び復職は、警察庁長又は海洋警察庁長が行う。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、海洋警察庁長に補するときは、治安監を治安総監に昇進任用することができる。

② 海洋警備法⁽²¹⁾の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

(ふじわら なつと)

(21) 「해양경비법 (법률 제 16568 호)」 同上 <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=210354&ancYd=20190827&ancNo=16568&efYd=20200828&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>